

令和8年度
児童クラブ
放課後キッズクラブ

利用のご案内



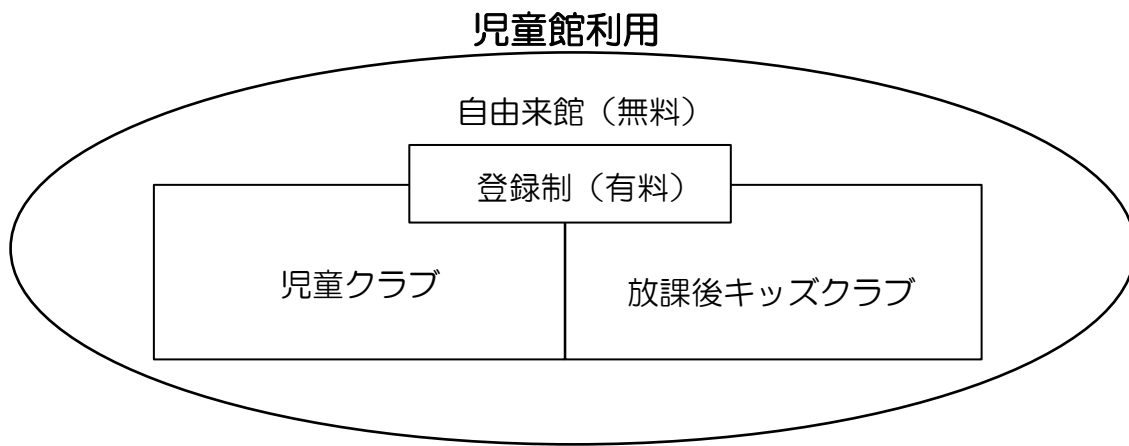
塩尻市こども教育部学校教育課

目次

ページ

1	児童館概要図	1
2	『児童クラブ』とは	2
3	『放課後キッズクラブ』とは	2
4	『児童クラブ』『放課後キッズクラブ』の概要	2
5	『児童クラブ』利用の要件及び申込みに必要な書類	3
6	申請について	4
7	利用料について（利用者負担金）	7
8	利用料の減免について	8
9	延長利用について	9
10	緊急利用について	9
11	利用料の納入について	9
12	口座振替依頼書の提出について	10
13	利用形態や就労状況等の変更の届出について	10
14	退所について	10
15	おやつについて	11
16	お弁当について	11
17	児童の帰宅について	11
18	欠席について	11
19	感染症・薬の投与について	12
20	自然災害・集団感染症時などの対応について	12
21	急病等の対応について	12
22	学校休校時等の受け入れについて	13
23	保護者会について	13
24	児童館について（自由来館）	14
25	児童館等（児童クラブ・放課後キッズクラブ）一覧	15
26	児童館等の案内図	16

1 児童館概要図



※檜川地区に児童館はありません

区 分	児童クラブ	放課後キッズクラブ	自由来館
利用対象	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童	保護者が昼間家庭にいる小学1年生から3年生までの児童	0歳から18歳までの方
平日の放課後利用	学校から直接行ける		学校から、一旦帰宅してから行ける
土曜日・長期休業等、学校休校日の利用	登録した児童が利用できる ※放課後キッズクラブは土曜日は利用不可		クラブ登録していない児童が利用できる
平日の利用時間	下校後から午後7時まで	下校後から午後6時まで	午前10時から午後6時まで
土曜日・長期休業等、学校休校日の利用	午前8時から午後7時まで ※土曜日は午後6時まで	午前8時から午後6時まで ※土曜日は利用不可	午前8時30分から午後6時まで
通年利用 利用料（月額）	月曜日から土曜日まで （休校日含む） 午後5時まで 1,500円 午後6時まで 2,500円 午後7時まで 3,500円	月曜日から金曜日まで （休校日含む） 午後5時まで 2,500円 午後6時まで 3,500円 ※土曜日は利用不可	無 料
学校休業日利用 利用料（日額）	土曜日・長期休業等 午後5時まで 150円 午後6時まで 250円 午後7時まで 350円	長期休業等 午後5時まで 250円 午後6時まで 350円 ※土曜日は利用不可	無 料
延長利用料	30分 200円		な し
保護者の迎え	帰りは、保護者の迎えが原則		な し
内 容	自主学習や集団遊びのほか、製作等の体験活動を行う		自 由
利用申請	必 要		不 要 ※新規利用児童は事前にカードの記入が必要

2 『児童クラブ』とは

市内に在住している小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後や夏休み等の学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、集団生活を通して、児童の健全育成を図ることを目的として児童館等を利用して実施する事業です。

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童など、いずれかの利用要件に該当するご家庭の児童が対象になります。（詳細は3ページ参照）

3 『放課後キッズクラブ』とは

市内に在住している小学1年生から3年生までの児童を対象に、放課後や夏休み等の学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、集団生活を通して、児童の健全育成を図ることを目的として児童館等を利用して実施する事業です。

利用要件は無く、保護者が昼間家庭にいる児童についても申請できます。児童館の状況により受け入れできない場合があります。

4 『児童クラブ』『放課後キッズクラブ』の概要

項目	児童クラブ	放課後キッズクラブ
利用区分	通 年 利 用	
	○平日 ○土曜日 ○長期休業 ○その他の休業日（振替休業等）	○平日 ○長期休業 ○その他の休業日（振替休業等）
	学校休業日利用	
	○土曜日 ○長期休業 ○その他の休業日（振替休業等）	○長期休業 ○その他の休業日（振替休業等）
	○平日：下校後から午後7時まで ○学校休業日：午前8時から午後7時まで ○土曜日：午前8時から午後6時まで	○平日：下校後から午後6時まで ○学校休業日：午前8時から午後6時まで
利用時間	※学校休業日とは、土曜日、夏休み等長期休業、学校行事振替休業日等の学校全体の休業日のことであり、学年別計画休業は、学校休業日扱いとはしません。	
休業日	○日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） ○令和9年3月30日、31日（新年度準備のため） ○その他必要があると認めた日	○同左及び <u>土曜日</u>
活動内容	放課後児童支援員（有資格者）と補助指導員が主に次のような活動を行います。 ○基本的な生活習慣を身につける活動 ○異年齢集団での社会性、創造性を培う様々な遊びや活動 ○製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動 ○自主学習の習慣づけとサポート ○地域の方々との交流活動 ○その他児童の健全育成上必要な活動	

クラブは、年齢が異なる多様な子どもたちが一緒に過ごす場です。それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにするように援助していき、子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにしていきます。

※クラブでの集団生活が困難な場合は、利用について相談させていただきます。

5 『児童クラブ』 利用の要件 及び 申請に必要な書類

保護者が次のいずれかの利用要件に該当する場合は、必要書類を揃えて申請してください。

要件	内容	必要書類（赤枠は塩尻市の様式）
就労	1 か月当たり64時間以上の労働を常態としていること ※利用区分が通年利用の場合は、就業時間が午後2時～7時の時間にかかること ※労働の対価が発生しない「手伝い」などは認められません ※雇用期間を更新された場合は、最新の就労証明書を速やかに提出してください ※求職中の場合は、児童クラブの登録はできません	就労証明書 （就労証明書は申請日から3か月以内に発行されたものが有効です） ※就労証明書の証明者が本人または親族である場合は、以下の書類のうち、いずれか1点の写しを添付 ①最新の確定申告書（第一・二表） ②最新の源泉徴収票
疾病・障がい	「疾病」「負傷」「精神・身体の障がい」のいずれかに該当していること	① 障がいがある方 ・障害者手帳の写し ② 介護認定（要介護度2以上）を受けている方 ・介護保険被保険者証の写し ③ ①②に該当しない方 ・保育ができないことに関する医師の診断書
介護・看護	一か月あたり64時間以上、同居親族の介護または看護をしていること	① 次のいずれか1点 ・障害者手帳1・2級（療育手帳はA1・A2）の写し ・介護保険被保険者証（要介護度3以上）の写し ・医師の診断書 ② 介護・看護申立書 申立書の内容次第では要件として認められない場合があります ※①、②両方必須
出産	出産予定であること ※出産月とその前後1か月ずつを合わせて3か月	母子健康手帳の写し （保護者の氏名と出産予定日を確認できる箇所）
就学	大学、専門学校、職業訓練校等に就学していること ※1 か月あたり64時間以上 ※利用区分が通年利用の場合は、授業時間が午後2時～7時の時間にかかること	① 在学証明書 ② カリキュラム（日数及び時間が分かるもの） ※①、②両方必須
その他	上記に準ずる場合として、市長が特に必要と認めた場合	学校教育課へご相談ください

※児童クラブという「保護者」とは、児童の父母です。

※同居している祖父母等は利用要件の対象ではありませんが、家庭での保育が可能な場合は、ご協力ください。

※利用申請書等の記載に偽りがある場合は、利用を許可できません。

※新1年生は4月は下校時間が早いいため、保護者の就業時間が午後2時～7時以外でも、「4月のみ特例」として通年利用が可能となります。ただし、5月からは学校休業日利用、または放課後キッズクラブへの変更が必要ですので、4月15日までに申請をしてください。

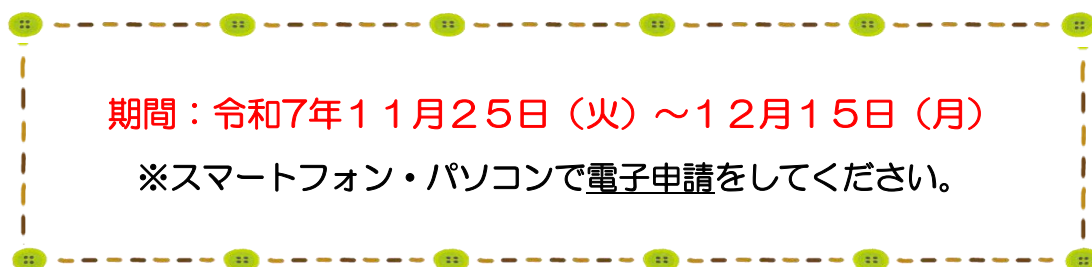
6 申請について

令和8年度の新規利用を希望する場合は、申請が必要です。

また、令和7年度中に利用していて引き続き利用（継続利用）を希望する場合も、改めて申請が必要です。

(1) 令和8年4月からの利用を希望される場合

① 申請期間



注意事項

- (1) きょうだいで申請する場合、それぞれの児童で申請が必要となります。就労証明書等の利用の要件を証明する書類については、それぞれの申請に添付してください。
- (2) 令和8年度保育園の入園申請と同時期に児童クラブの申請をする場合、利用の要件を証明する書類は、入園申請時に使用したものを添付していただくことができます。**証明書は申請日から3か月以内に発行されたものが有効です。**
- (3) 利用料を滞納している家庭は、クラブの申請が不許可となります。

② 施設見学

新規利用申請者で希望する方は、利用するクラブへ連絡のうえ日程調整をし、お子さんと一緒に見学に行ってください。

③ 利用許可の通知

令和8年3月頃に「利用許可通知書」を郵送します。クラブからのお便り等が同封されています。事前準備が必要なものもありますので、確認をしてください。

④ 利用の申請方法について

次の表及び別冊「児童クラブ等電子申請手順書」を参考に、スマートフォンまたはインターネットに接続できるパソコンから申請をしてください。**申請期間は11月25日（火）～12月15日（月）**です。
12月15日（月）午後11時59分までに申請を完了してください。

ア ながの電子申請サービスへのアクセス

（QRコード）



スマートフォンの場合は、右のQRコードを読み取り、「ながの電子申請サービス」へアクセスしてください。パソコンの場合は、「塩尻市公式ホームページ」へアクセスし、電子申請を選択してください。

イ 利用者登録 ※昨年度、または保育園の入園申請等で登録している場合は不要です。

申請には利用者登録が必要です。設定したメールアドレス（**利用者ID**）に利用者登録専用URLが記載されたメールが届きますので、利用者登録を行ってください。

※迷惑メール防止機能でメールが届かない場合がありますので、次のアドレスからメールを受信できるように設定をお願いします。詳細は携帯電話会社等にお問合せください。

（ながの電子申請サービスアドレス） **city-shiojiri-nagano@apply.e-tumo.jp**

ウ 申込み内容の入力

上記【イ】で設定した「**利用者ID**」と「**パスワード**」を入力し、申請画面から必要な項目を入力してください。

※3ページの「必要書類」は、スマートフォン等で撮影した画像データを添付してください。

※継続児童の場合も「必要書類」の添付が必要です。

エ 申請仮受付完了メールの受信

申請が完了すると、登録されたメールアドレスに申請仮受付完了メールが届きます。**整理番号、パスワードが記載されていますので、必ず保存してください。**（入力内容の確認や修正の際に必要となります。）

オ 申請内容の審査

申請内容に不備があった場合、学校教育課から修正依頼メールが届きます。メールに書かれた修正事項を確認のうえ、修正手続きをしてください。

※12月21日（日）までに修正を完了してください。

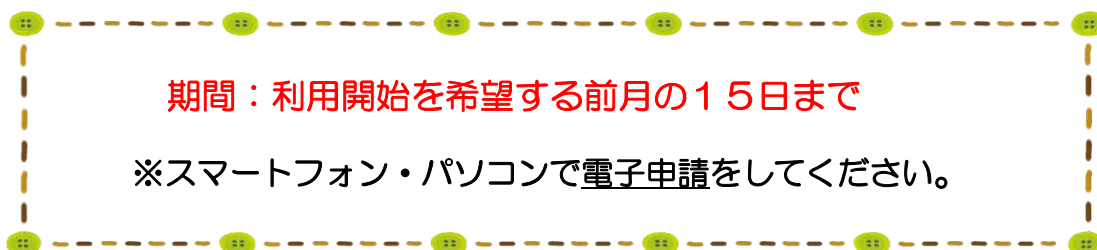
カ 申請完了メールの受信

【オ】の審査で不備がなかった場合は、申請完了通知メールが届きます。また、【オ】で修正依頼メールが届いた場合は、修正が完了すると申請完了メールが届きます。

※スマートフォンやパソコンをお持ちでなく、電子申請ができない方は、学校教育課学校運営係
（☎0263-52-0280 内線3116・3117）までご連絡ください。

(2) 令和8年5月以降、新規利用を希望される場合(年度途中)

① 申請期間



注意事項

- (1) きょうだいで申請する場合、それぞれの児童で申請が必要となります。就労証明書等の利用の要件を証明する書類については、それぞれの申請に添付してください。
- (2) **きょうだい**が既に児童クラブに登録されている場合でも、**年度途中に新規申請をする児童は、最新の利用の要件を証明する書類を提出していただくようになります。証明書は申請日から3か月以内に発行されたものが有効です。**
- (3) 利用料を滞納している家庭は、クラブの申請が不許可となります。

② 施設見学

新規利用申請者で希望する方は、利用するクラブへ連絡のうえ日程調整をし、お子さんと一緒に見学に行ってください。

③ 利用許可の通知

利用開始月の前月末に「利用許可通知書」を郵送します。クラブからのお便り等が同封されています。事前準備が必要なものもありますので、確認をしてください。

7 利用料について（利用者負担金）

児童クラブ等の運営に必要な経費の一部を、利用料として、保護者の方にご負担いただいています。

運営に要する経費の内訳

・・・（令和6年度決算より）

児童クラブ等に要する経費 約1億5千万円	
人件費 90%	運営費 10%

一年間に児童クラブ等の運営に約1億5千万円の費用がかかります。そのうち約10%を保護者の方にご負担いただき、残りを公費で負担しています。

令和8年度 児童クラブ利用料

利用区分		利用時間	料金（円）
【通年利用】 月曜日～土曜日 （学校休業日を含む）	月 額	午後5時まで	1,500
		午後6時まで	2,500
		午後7時まで	3,500
【学校休業日利用】 学校休業日のみ （土曜日・長期休業等）	日 額	午後5時まで	150
		午後6時まで	250
		午後7時まで	350

令和8年度 放課後キッズクラブ利用料

利用区分		利用時間	料金（円）
【通年利用】 月曜日～金曜日 （学校休業日を含む）	月 額	午後5時まで	2,500
		午後6時まで	3,500
【学校休業日利用】 学校休業日のみ （長期休業等）	日 額	午後5時まで	250
		午後6時まで	350

※【通年利用】は、利用の日数にかかわらず月額料金を、また【学校休業日利用】は、利用した日数分の日額料金を徴収いたします。

※【学校休業日利用】で登録されている場合は、土曜日、長期休業及びその他の休業日は「自由来館」という扱いはできません。利用実績に基づいて利用料を徴収いたします。

8 利用料の減免について

クラブの利用料を、次に定める範囲内において申請により減免の審査をいたします。

	減免の事由	必要書類	減免額
①	生活保護法に基づく保護を受けている世帯	生活保護受給証明書 ※1	免除
②	教育基本法第4条第3項及び学校教育法第19条の規程に基づき就学援助を受けている世帯	就学援助費審査結果通知書 ※1	免除
③	市町村民税が非課税である世帯 ※2	市民税課税資料等閲覧承諾書 (塩尻市の様式を用紙で提出)	50%減免
④	市町村民税が非課税でひとり親の世帯 ※2		免除
⑤	ひとり親の世帯	申請書に同意をいただいているため必要書類はありません。	50%減免
⑥	第2子の児童が利用の世帯		50%減免
⑦	第3子以降の児童が利用の世帯		免除

※1 証明書類が添付できない場合は、市民税課税資料等閲覧承諾書を提出してください。

※2 令和7年1月2日以降に塩尻市に転入された方で、上記③④の事由により減免を申請する場合は、令和7年1月1日に住所を有していた市町村で交付される令和7年度市町村民税所得課税証明書が必要となります。

注意事項

- (1) 上のお子さんが就労されて税法上の扶養から外れている場合は、『第1子』としてカウントしませんのでご注意ください。
- (2) 単身赴任等で別世帯に保護者がいる場合は、ひとり親とはみなしません。また、課税状況も別世帯の保護者分を含めて算定いたします。
- (3) 利用料の減免事由に該当する場合は、利用申請時に上記必要書類を添付してください。ただし、市民税課税資料等閲覧承諾書は用紙で学校教育課へ提出してください。
- (4) 課税状況によっては減免にならない場合もありますのでご了承ください。
- (5) 年度途中で減免申請をする場合は、申請期間ごとに定める対象月から変更となります。(利用変更申請時に上記該当書類が必要です。)
- (6) 減免事由の変更を市で確認した場合は、年度途中で利用料が変更になる場合があります。
- (7) 延長利用、緊急利用については利用料の減免は適用されません。

9 延長利用について

児童のお迎えは、登録した利用時間内にお願いしておりますが、急な仕事や勤務先からの渋滞（事故や大雪等）など、やむを得ない理由でお迎えが登録利用時間を超えてしまう場合は、延長利用対応いたします。

利用時間は、「児童クラブ」は最長で午後7時まで（土曜日は午後6時まで）、「放課後キッズクラブ」は最長で午後6時までです。この時間を超えてお預かりすることはできません。

区 分	利用時間	料金	利用時間を超えた場合
児童クラブ	午後7時まで ※土曜日は午後6時まで	30分あたり200円	30分あたり400円
放課後キッズクラブ	午後6時まで ※土曜日は利用不可		

※登録した利用時間までにお迎えが間に合わない場合は、必ず、事前にクラブへ連絡してください。
※延長利用料は、利用した月の翌月に請求いたします。

10 緊急利用について

クラブに登録していなくても、急な都合（冠婚葬祭等）により利用を希望する場合は、月4日程度利用することができます。

利用する場合は、直接、クラブへ電話で申請をしてください。

利用時間は、最長で午後6時までです。この時間を超えてお預かりすることはできません。

利用区分	利用時間	料金
緊急利用	午後6時まで	1時間あたり300円

※緊急利用料は、利用した月の翌月に請求いたします。

※口座振替登録がない場合、納付書を送付いたしますので、納入期限までに金融機関で納めてください。

※利用時間を超えた場合は、30分あたり400円を請求いたします。

※利用料を滞納している方は、利用ができません。

11 利用料の納入について

利用料は、口座振替（金融機関からの引き落とし）となります。

口座振替日	
通年利用	学校休業日利用
利用した月の月末	利用した月の翌月末 ※口座振替の前に納入していただく利用料金（納入通知書）をお知らせします。
(1) 月末の引き落とし日に金融機関が休業日の場合は、引き落としが翌営業日となります。 (2) 残高不足で引き落としができなかった場合は、翌月15日前後に再引き落としとなります。 これ以降の納入は、納付書を送付いたしますので、指定期限までに納付してください。 (3) 納付書払いの場合は、納入期限までに金融機関で納めてください。	

※ 利用料を滞納している方は、退所となります。

1 2 □座振替依頼書の提出について

利用料の納入は、口座振替（金融機関からの引き落とし）になります。

塩尻市市税等口座振替依頼書に、必要事項を記入のうえ、金融機関届出印を押印し、希望する金融機関窓口へご提出ください。

※契約種別コード【74】児童クラブ等利用者負担金に○印をしてください。

口座振替の開始における手続きは、金融機関により1か月から2か月程度かかりますので、早めにご提出ください。

金融機関への提出が遅れますと、利用する月の引き落としができない場合があります。その際は、納付書を送付いたしますので、納入期限までに金融機関で納めてください。

※新規利用児童でも、上のお子さんが既に口座振替をされている場合、
手続きは不要です。



1 3 利用形態や就労状況等の変更の届出について

利用内容や減免申請、勤務先などの変更がある場合は、**変更希望月の前月の15日までに、電子申請**をしてください。

児童クラブを利用する児童の保護者が勤務先を変えられた場合は、変更申請と合わせて、再度、**就労証明書**が必要です。雇用期間や有効期限を更新した際も、再度、電子申請をしてください。

1 4 退所について

クラブの退所を希望する場合は、**退所希望月の15日までに、電子申請**をしてください。申請がない限り、利用料がかかります。

児童クラブは、利用期間中であっても利用要件に該当しなくなった場合は、退所となります。

利用解除について

次のいずれかに該当する場合には、退所届の申請がなくても、利用を解除し、退所いただく場合があります。

- (1) 利用児童の家庭が利用要件に該当しなくなった場合。
- (2) **利用料を滞納している場合。（督促状を送付後、納入期限までに入金されない場合は、退所となります。）**
- (3) 無断欠席が続いた場合。
- (4) 児童の暴力行為や施設、設備、備品等の破壊行為、他の児童への頻繁な危険行為や迷惑行為など、集団生活に適さないと認められた場合。
- (5) クラブの管理運営上、支障があると認められた場合。
- (6) 保護者が、クラブの運営上順守すべき事項について警告を受けても守らない場合。
- (7) その他、学校教育課が特に必要があると認めた場合。

15 おやつについて

おやつを食べる児童につきましては、平日は午後6時頃（7時登録児童のみ）、土曜日や長期休み等の学校休業日は午後3時～4時頃に食べます。

おやつは各家庭で用意していただきますので、次のことにご配慮ください。

- (1) おやつは、お子さんが学校に持っていくことができませんので、クラブに保護者の方が迎えに来る時などに持参して、職員にお渡しください。
- (2) おやつの量は夕食が食べられる程度で用意してください。
例：おせんべい2枚または、クッキー2枚程度
- (3) おやつは1日分ずつ小分けにし、1週間分を超えないようにしてください。（最長5日分）
※ジッパー付きのビニール袋など何回も使えるものが便利です。必ず記名をお願いします。
- (4) 持参したおやつはクラブで保管し、その日に食べる分をお子さんに渡します。
- (5) おやつは、冷蔵庫で保管はしません。
- (6) 土曜日や学校休業日に利用する場合は、当日の分をその日に持参してください。
- (7) その他詳細につきましては、職員にお尋ねください。

16 お弁当について

土曜日、長期休み等の学校休業日、学校給食のない日に利用する場合は、お弁当を持参してください。

夏場の傷みを防ぐために、時季により保冷剤を入れるなど、各自対策をお願いします。（冷蔵庫で保管はしません。）

17 児童の帰宅について

- (1) 児童が帰宅するときは、**原則、保護者のお迎えをお願いします。**
- (2) お迎えの時には、必ず職員に声をかけてください。
- (3) 保護者以外の方がお迎えの場合は、事故防止のため代理の方の名前や関係等を事前に職員へ連絡してください。
- (4) 利用するにあたり、原則、中抜けは禁止いたします。

18 欠席について

児童が欠席する場合は、**必ず電話、連絡アプリ（C4th Home & School）、またはメールでご連絡ください。**

電話番号やメールアドレスは 15 ページの児童館等一覧をご覧ください。

なお、連絡アプリ、またはメールでの**欠席連絡は、午後1時まで**にお願いいたします。

連絡アプリについては、各クラブからお知らせいたします。



19 感染症・薬の投与について

- (1) 学校感染症に定められている感染症（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等）については、他の児童への感染防止のため、学校に登校できるようになるまで利用できません。
- (2) お子さんが発熱や体調が悪いときなどは、クラブをお休みしてください。
- (3) **職員によるお子さんへの薬の投与は、行いません。**



20 自然災害・集団感染症時などの対応について

- (1) 台風・地震・大雪等の自然災害により、朝から学校が休校となった場合の対応については、その都度、連絡アプリ等でお知らせいたします。
- (2) 台風・地震・大雪等の自然災害により児童館・檜川保健福祉センターが避難所として開設された場合は、クラブは休みとなります。
- (3) 集団感染症などで学級閉鎖となった場合、学級閉鎖になったクラスのお子さんは、その間、利用できません。また、休校となった場合は、その学校に通うお子さんは利用できません。
※学級閉鎖の期間が金曜日までの場合は、登校許可となる翌週の月曜日から利用できます。

21 急病等の対応について

利用中のけがや急病等の対応は次のとおりです。

けが	利用中にけがをした場合は、保護者に連絡し、けがの状態により、病院へ行っていただくことがあります。
急病等	体調不良の場合は、 <u>利用できません。</u> 利用中に発熱・病気を発症した場合や健康上いつもと様子が違うと判断した場合は、保護者に連絡をいたしますので、児童のお迎えをお願いします。

※学校で体調不良になった場合は、クラブではお預かりできません。学校へのお迎えと家庭での保育をお願いいたします。

児童安全共済制度について

児童クラブ等を利用する児童を対象に、「児童安全共済制度（傷害保険）」に加入しています。児童の事故やけが等に対して補償をします。災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）等とは別の保険になります。

22 学校休校時等の受け入れについて

児童が学校で体調不良になった、または感染症の流行などで学校が休校等となった場合は、クラブではお預かりできません。

	事例		児童クラブ	放課後キッズクラブ
児童の 疾病・けが	休んだ場合		×	
	早退した場合		×	
	体調不良やけがにより保健室で休んでいた、医療機関で治療を受けた場合		★	
感染症の流行	休校となった場合		×	
	学級閉鎖となった場合		学級閉鎖となったクラスの児童は ×	
	繰上げ下校 となった場合	給食前の場合	×	(昼食の対応ができないため)
		給食後の場合	○ ※学級閉鎖となった クラスの児童は ×	×
自然災害 (台風・ 地震・ 大雪等)	休校となった場合		×	
	繰下げ下校となった場合		×	
	繰上げ下校 となった場合	給食前の場合	×	(昼食の対応ができないため)
		給食後の場合	×	
震度5以上の地震			×	

★ 体調不良、またはけがをした場合の例

○体調不良（発熱、吐き気、頭痛など）により保健室で休んでいた場合 → ×

※体調が回復した場合でも、クラブではお預かりできません。

○けがにより保健室で休んでいた、または医療機関で治療した後、通常どおり学校生活を送った場合 → ○

※保護者が利用について判断してください。利用する場合は、保護者がクラブへ連絡してください。

23 保護者会について

クラブに登録している児童の保護者は、保護者会に加入していただきます。

保護者会費の料金や納入方法につきましては、保護者会で決定した内容にしたがってください。

24 児童館について（自由来館）

児童館は、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設です。市内に居住している0歳から18歳までの方ならどなたでも利用できます。

ただし、児童館で「児童クラブ・放課後キッズクラブ」を運営していることから、小学校の下校後及び学校休業日は、クラブに登録されている小学生が大勢利用しますので、趣旨をご理解いただき、ご利用いただきますようお願いいたします。なお、檜川地区に児童館はありません。

児童館

利用時間

平日・・・午前10時から午後6時まで
土曜日・学校休業日・・・午前8時30分から午後6時まで
終了時刻は午後6時ですが、帰宅時間は各学校のきまりに従って帰宅してください。

休館日

日曜日、祝日、年末年始、その他必要があると認めた日

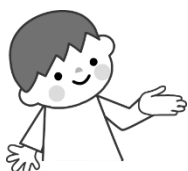
利用料

無料（ただし、行事内容によっては費用の一部負担をお願いすることがあります。）

※就学前のお子さんと保護者、子育てサークルなどが集い合える場として自由に利用できます。
ただし、小学校の学校休業日に利用する場合は、児童館とご相談ください。

児童館利用の決まり

- (1) **児童館は、保護者の承諾と責任のもと、利用していただきます。**
- (2) 初めて児童館利用をする際は、利用カードを記入していただく必要があります。
- (3) 平日下校後、一旦帰宅し、鞆を置いてから来館してください。学校から直接来ることはできません。
- (4) **児童館利用の児童は、館内で食事・間食ができません。**
- (5) 緊急時（けが等）は、事前にお知らせいただいている保護者に連絡をさせていただきますので、対応をお願いいたします。
- (6) 自然災害・集団感染症発生時の対応につきましては、12ページを参照してください。
- (7) 児童館の施設、設備、備品等を破損した場合は、弁償していただきます。
- (8) 児童館の施設、設備、備品等の破壊行為、他の児童への頻繁な危険行為や迷惑行為等、集団生活に適さない場合は、利用をお断りさせていただきます。



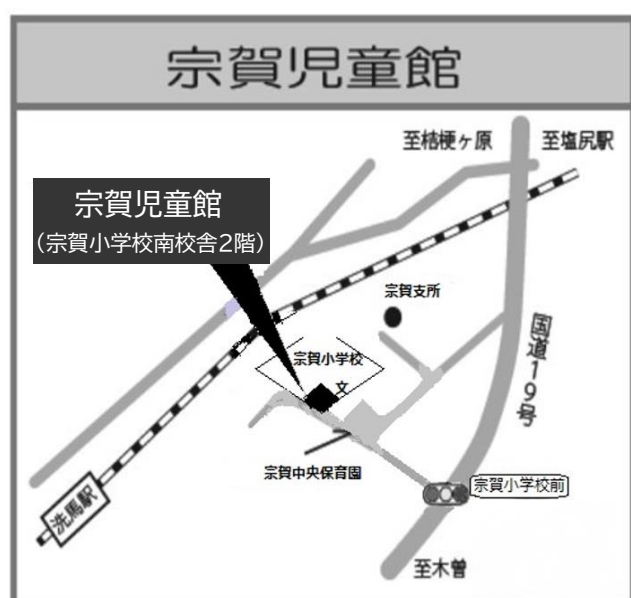
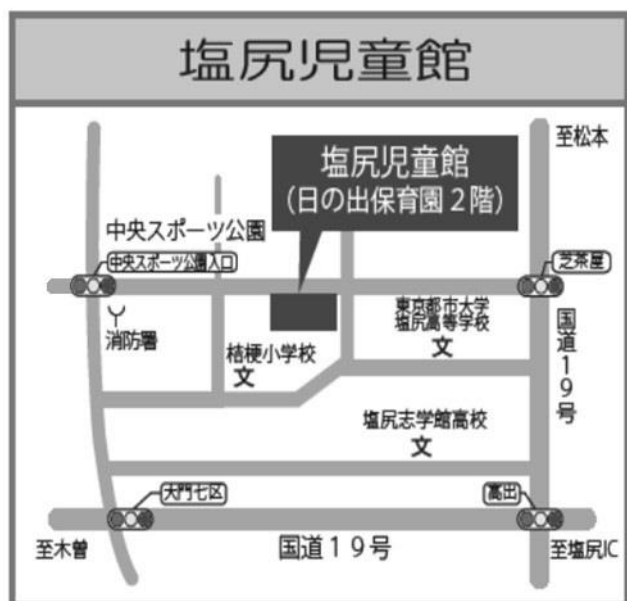
決まりと約束を守って遊んでね！

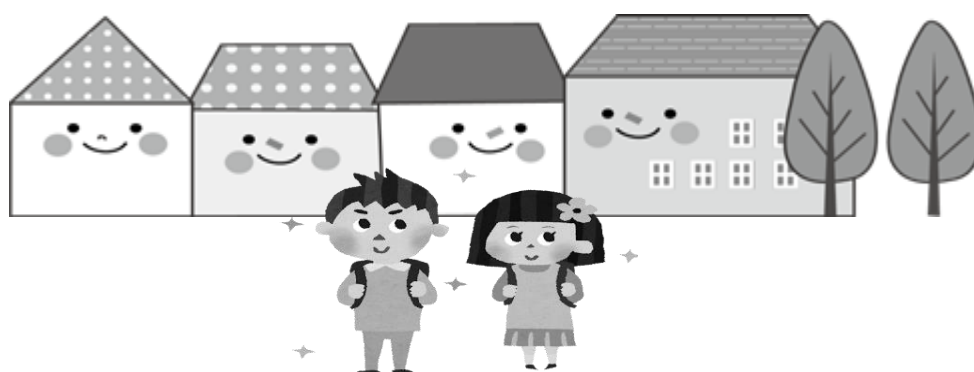
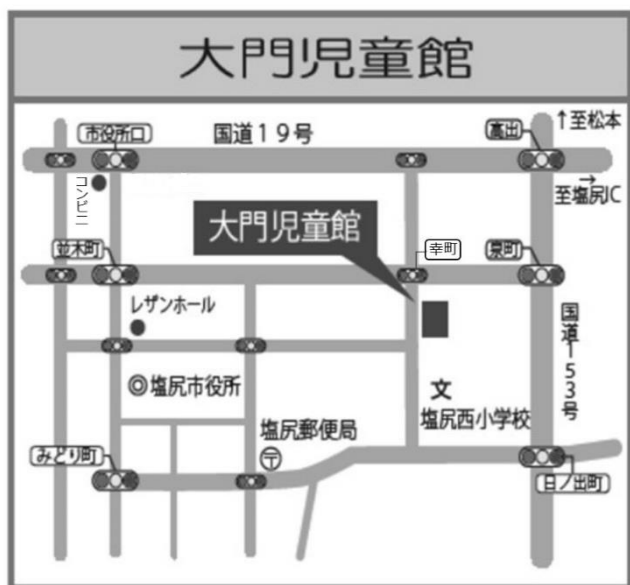
25 児童館等（児童クラブ・放課後キッズクラブ）一覧

施設名	電話番号	住所・メールアドレス	通学区分
塩 尻 児 童 館 （塩 尻 児 童 ク ラ ブ） （塩 尻 キ ッ ズ ク ラ ブ）	54-7810	〒399-0703 広丘高出2073番地5 shiojidou@city.shiojiri.lg.jp	桔梗小学校
広 丘 児 童 館 （広 丘 児 童 ク ラ ブ） （広 丘 キ ッ ズ ク ラ ブ）	53-2500	〒399-0706 広丘原新田291番地2 hirojidou@city.shiojiri.lg.jp	広丘小学校
吉 田 児 童 館 （吉 田 東 児 童 ク ラ ブ） （吉 田 東 キ ッ ズ ク ラ ブ）	86-2942	〒399-0701 広丘吉田1568番地3 yoshijidou@city.shiojiri.lg.jp	吉田小学校
吉 田 児 童 館 分 館 （吉 田 西 児 童 ク ラ ブ） （吉 田 西 キ ッ ズ ク ラ ブ）	85-7811	〒399-0701 広丘吉田3037番地 yoshijidou-bun@city.shiojiri.lg.jp	
塩 尻 東 児 童 館 （塩 尻 東 児 童 ク ラ ブ） （塩 尻 東 キ ッ ズ ク ラ ブ）	53-5083	〒399-0712 塩尻町427番地（塩尻東小学校内） higasijidou@city.shiojiri.lg.jp	塩尻東小学校
宗 賀 児 童 館 （宗 賀 児 童 ク ラ ブ） （宗 賀 キ ッ ズ ク ラ ブ）	52-7817	〒399-6461 宗賀2646番地（宗賀小学校内） sougajidou@city.shiojiri.lg.jp	宗賀小学校
大 門 児 童 館 （大 門 児 童 ク ラ ブ） （大 門 キ ッ ズ ク ラ ブ）	53-2322	〒399-0732 大門五番町4番21号 dajidou@city.shiojiri.lg.jp	塩尻西小学校
片 丘 児 童 館 （片 丘 児 童 ク ラ ブ） （片 丘 キ ッ ズ ク ラ ブ）	53-5486	〒399-0711 片丘5366番地（片丘小学校内） katajidou@city.shiojiri.lg.jp	片丘小学校
檜 川 保 健 福 祉 セ ン タ ー （檜 川 児 童 ク ラ ブ） （檜 川 キ ッ ズ ク ラ ブ）	（0264） 34-2001 内線 5391	〒399-6302 木曽平沢1451番地138（檜川保健福祉センター内）	檜川小中学校
塩 尻 市 社 会 福 祉 協 議 会 洗 馬 児 童 館 （洗 馬 児 童 ク ラ ブ） （洗 馬 キ ッ ズ ク ラ ブ）	52-8088	〒399-6462 洗馬2713番地1 sebajidou@city.shiojiri.lg.jp	洗馬小学校



26 児童館等の案内図





児童館・児童クラブ・放課後キッズクラブに関するお問い合わせ先

塩尻市こども教育部学校教育課学校運営係（塩尻総合文化センター1階）

〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

TEL：（0263）52-0280 （内線3116・3117）